

○伊勢広域環境組合事務局課設置条例

平成13年 4月 1日

組合条例第3号

改正 平成16年11月26日

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、伊勢広域環境組合事務局に次の課を置く。

総務課

業務課

(事務分掌)

第2条 各課の事務分掌は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年11月26日組合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。